

金沢市ごみ処理基本計画(第7期)案の概要について

1. 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

- 本市では、令和2年2月に策定した金沢市ごみ処理基本計画（第6期）に基づき、3Rの推進による循環型社会の構築を目指してきた。
- 令和2年3月には、ゼロカーボンシティ宣言を行うとともに、令和3年2月に金沢市地球温暖化対策実行計画を策定（令和5年2月改訂）し、基本方針の1つとして廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用による循環型社会の形成に取り組んでいる。
- 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式等の変化やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行など、ごみ処理を取り巻く状況が大きく変化した。
- 上記の変化に対応し、市内で発生するごみの更なる減量化・資源化や安定的な処理体制の構築、施設整備を図り、ゼロカーボンシティかなざわの実現を目指した新たな計画を策定する。

(2) 計画期間

令和6年度から令和20年度までの15年間（概ね5年ごとに見直し）

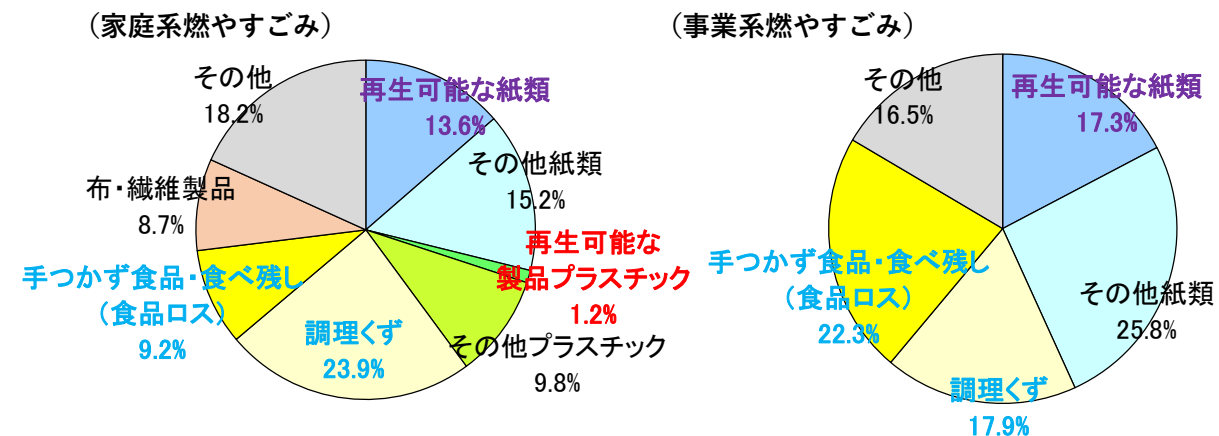
2. ごみ処理の現状

(1) ごみ排出量

区分	平成30年度	令和4年度		令和6年度
	実績値(基準年度)	実績値	H30年度対比	目標値
ごみ総排出量 (1人1日当たりの排出量 (g/人・日))	157,562t 927	146,993t 876	▲6.7% ▲5.6%	144,000t ※850
家庭系ごみ排出量	88,741t	86,253t	▲2.8%	—
事業系ごみ排出量	68,821t	60,740t	▲11.7%	58,000t
燃やすごみ量(処理量)	130,203t	121,214t	▲6.9%	106,000t

※国第4次循環型社会形成推進基本計画 R7年度目標値

(2) ごみ組成調査(令和4年度)



3. ごみ処理の主な課題

(1) ごみの減量について

(家庭系ごみ排出量)

- 燃やすごみには、手つかず食品などの生ごみが多く含まれていることから、食品ロス削減により、更なる減量化を図ることが必要

(事業系ごみ排出量)

- 燃やすごみには、再生可能な紙類や手つかず食品などの生ごみが一定量含まれていることから、ペーパーレス化の促進や食品ロス削減などにより、更なる減量化を図ることが必要
- ペーパーレス化の取組が進みにくい企業もあることから、それらへの取組の促進を図ることが必要

(ごみ総排出量)

- 上記のほか、多様な広報媒体での情報提供や環境学習の実施など、幅広い周知啓発を行うことで、減量化・資源化に取り組むきっかけを提供し、更なる環境意識の向上を図ることが必要

(2) 資源循環について

(家庭系ごみ)

- 製品プラスチックの資源化見込量は、約900t/年と決して多くないが、国の方針を基に、推進を図るため、速やかに資源化に取り組んでいくことが必要
- 燃やすごみには、再生可能な紙類や手つかず食品などの生ごみが一定量含まれていることから、古紙集団回収への支援や電気式生ごみ処理機等の普及促進、資源ごみの分別の徹底の周知啓発などにより、更なる資源化を図ることが必要

(事業系ごみ)

- 燃やすごみには、再生可能な紙類や手つかず食品などの生ごみが一定量含まれていることから、それらの資源化を推進していくことが必要
- 古紙資源化の取組が進みにくい企業もあることから、それらへの取組の促進を図ることが必要
- ペーパーレス化の進展による古紙業界の市場規模縮小の流れの加速、原油・物価の高騰に伴う回収・処理費用の上昇による排出事業者の負担の増加など、安定的に古紙の資源化に取り組める状況にないことから、デジタル社会に適応した古紙の資源化のあり方を検討していくことが必要
- 生ごみの資源化については、費用や活用先などにも課題があることから、より手軽に取り組める資源化方法を検討していくことが必要

(3) ごみ処理体制等について

(ごみ処理施設)

- 老朽化が進んでいる東部環境エネルギーセンターに替わる焼却施設の整備には、相当な期間を要するため、その間、現有施設で安定的に運転稼働できるよう、延命化を図ることが必要
- 新たな焼却施設の整備は、国の計画を踏まえ、脱炭素化や廃棄物エネルギーの有効活用のほか、災害時の防災拠点としての位置づけなど、多面的な価値が創出できる施設にすることが必要

(収集・処理体制)

- ・ ゴミ収集の委託化を進めているが、退職不補充の方針により減少している収集職員が、委託業者への指導や収集計画の策定など多様な業務を担っていることから、円滑な収集業務等の実施に向けて、収集体制のあり方を検討していくことが必要
- ・ 収集職員の減少に伴い、デジタル技術を活用した業務の効率化や、市内に2箇所ある収集基地について、体制の集約化を含めた施設のあり方を検討していくことが必要
- ・ 環境エネルギーセンターなどのごみ処理施設についても、技能労務職員の退職者数に応じた委託化を検討していくほか、新たな焼却施設の整備に合わせPFIやDBOなど民間活力の導入を含めた施設運営のあり方を検討していくことが必要

(災害時ごみ処理体制)

- ・ 令和6年能登半島地震をはじめ、これまでの災害対応を改めて分析するほか、被災地支援の経験等も踏まえ、本市の災害廃棄物処理計画等を更に実行性があるものに見直すなど、災害ごみの収集・処理体制の充実を図ることが必要
- ・ 災害ごみ仮置場の設置や被災地支援等の対応には、収集職員が大きな役割を果たしていることから、ごみ収集にかかる専門性が高い市職員の育成・確保について検討していくことが必要

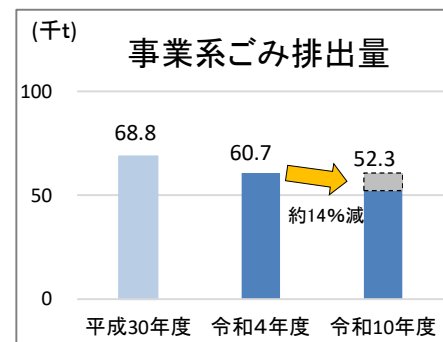
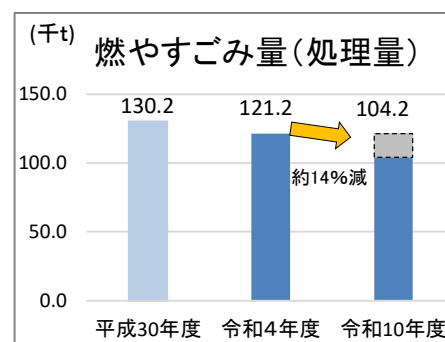
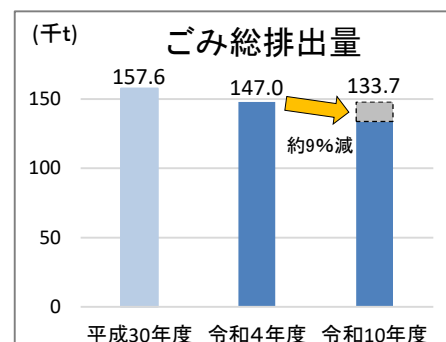
4. 第7期計画の基本理念

ごみの減量と資源循環によるゼロカーボンシティかなざわの実現

市民・事業者・市の役割分担に基づく廃棄物の減量と、再使用、再生利用、エネルギー回収等による資源の循環を進め、適正かつ環境負荷の少ないごみ処理体制を構築することにより、ゼロカーボンの推進を図り、持続可能な社会の実現を目指す。

5. 第7期計画の目標

- ・ 計画前期末（令和10年度）までに、ごみ総排出量を134,000t（803g/人・日）に抑制する。
- ・ 令和7年度に製品プラスチックの分別収集・資源化を開始し、計画前期末（令和10年度）までに、燃やすごみ量（処理量）を104,000tに抑制する。
- ・ 計画前期末（令和10年度）までに、事業系ごみ排出量を52,000tに抑制する。



6. 第7期計画の基本方針と主な施策

基本方針1 市民・事業者・行政の協働による環境負荷の低減とゼロカーボンの推進

- 施策① 発生抑制・リユース等の推進による環境負荷の低減
フードドライブの利用促進
「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進
指定ごみ袋におけるバイオマスプラスチックの利用 など
- 施策② 古紙・生ごみ・プラスチック等の資源循環の推進
製品プラスチックの分別収集・資源化
地域団体の古紙集団回収への支援
堆肥化による生ごみリサイクルの促進 など
- 施策③ 情報発信の充実
多様な広報媒体を活用した環境に関する情報の提供
生成AI等の新たなデジタル技術の活用 など
- 施策④ 不法投棄防止対策・ルール違反ごみ対策の強化
地域住民や関連団体と連携した監視体制の強化
職員によるごみステーションでの分別指導とごみ出しルールの周知徹底 など

基本方針2 事業系ごみの減量化・資源化の推進

- 施策⑤ 発生抑制・リユースの推進
セミナー等での情報発信によるペーパーレス化等の促進
イベントで発生するごみの減量化・資源化の促進
「いいね・食べきり推進店」の登録・利用促進（再掲） など
- 施策⑥ 古紙・生ごみ等の資源循環の推進
セミナー等での情報発信によるペーパーレス化等の促進（再掲）
イベントで発生するごみの減量化・資源化の促進（再掲）
デジタル社会に適応した古紙の資源化の検討 など

基本方針3 将来を見据えた安定的なごみ処理体制の整備

- 施策⑦ 将来を見据えた収集・処理体制と施設整備の推進
環境エネルギーセンターの延命化
次期環境エネルギーセンター等の整備方針の策定・建設準備
安定的・効率的な収集・処理体制の構築
木くず等の資源化の推進 など
- 施策⑧ 災害時のごみ処理体制の強化
災害廃棄物処理計画や業務マニュアルの見直し
大規模災害に備えた収集・処理体制の構築 など

ごみの減量化・資源化の取組（コラム）

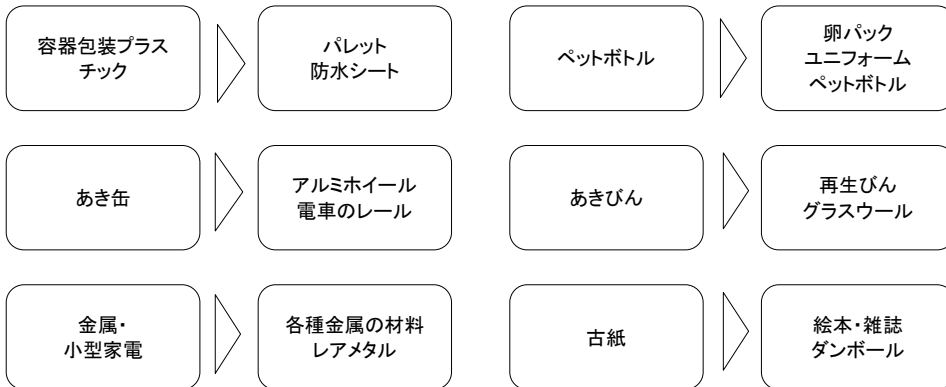
1人あたり1日にごみをどのくらい削減すればいいの？

本市が目標としているごみの削減量は、1人1日あたり約70gです。
具体的なもので置き換えると、下記の量が目安です。

- | | |
|----------------|--------|
| ・ ごはん（茶碗1杯） | 約1/2杯分 |
| ・ 卵（L） | 約1個分 |
| ・ きゅうり（中） | 約1本分 |
| ・ トマト（中） | 約1/2個分 |
| ・ 玉ねぎ（中） | 約1/4個分 |
| ・ 500mlペットボトル | 2～3本分 |
| ・ ティッシュペーパーの空箱 | 2～3箱分 |
| ・ シャンプーの容器 | 約1本分 |
| ・ 割りばし | 約10膳 |

資源回収されたものは何に生まれ変わるの？

ごみステーションなどで集められた資源は再生利用事業者へ引き渡され、
新たな製品の材料となります。



製品プラスチックの分別収集・資源化ってどんなこと？

令和4年4月のプラスチック資源循環促進法の施行により、容器包装プラスチックのみならず、それ以外の製品プラスチックについてもリサイクルを可能とする仕組みが構築されました。

そのため、本市においては、現在、燃やすごみとして収集している製品プラスチックを資源として分別収集することにより、温室効果ガス排出量の削減やプラスチックの資源循環の促進を図りたいと考えており、令和7年度に実施することを目標としています。

○製品プラスチックとは

- ・ 容器包装プラスチックやペットボトル以外のもので、プラスチック素材100%でできており、かつ1辺の長さが50cm以下のもの
例) クリアファイル、バケツ、プランター、歯ブラシ、タッパー型保存容器など



○製品プラスチックの資源化による効果（想定）

- ・ 燃やすごみ量の削減（ごみ組成調査からは約900t/年※の削減を想定）
※ ごみ出し1回あたり世帯平均で約5Lに相当
- ・ CO₂排出量の削減（約2,500t/年※の削減を想定）
※ 令和3年度市内全域廃棄物部門CO₂排出量の約2.3%に相当